

令和5年4月1日から

請求書・見積書への押印を省略できます。

秦野市では、手続きの簡素化・デジタル化を推進するため、要件を満たす場合は、請求書・見積書の押印を省略できるようになりました。

請求書・見積書の押印を省略するために必要な要件

書面に「本件責任者及び担当者」の「氏名及び連絡先」を記載してください。

記載例：

【本件責任者及び担当者】

- ・ 責任者：〇〇営業所長〇〇〇 電話 (0463) **-****
- ・ 担当者：〇〇課〇〇〇〇〇〇〇 電話 (0463) **-****

☆代表者等の押印がある場合は、「本件責任者及び担当者」の記載は不要です。

- ※ 責任者とは、社内において権限の委任を受けている者とします。
- ※ 担当者とは、本案件に係る事務担当者とします。
- ※ 代表者、責任者及び担当者が同一でも構いません。
- ※ 書面の真正性を担保するため、電話等で確認を行う場合があります。

【問い合わせ】

請求書 秦野市会計課

TEL：0463-82-9651（直通）

見積書 秦野市総務部契約検査課

TEL：0463-82-5126（直通）